

滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度が導入されたことから、滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができることとします。（第 3 条関係）
- (3) 配偶者同行休業の期間は、3 年以内の期間とすることとします。（第 4 条関係）
- (4) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、外国での勤務等の事由（6 月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とすることとします。（第 5 条関係）
- (5) 配偶者同行休業をしている職員は、3 年を超えない範囲内において、特別の事情がある場合を除き 1 回に限り休業の期間の延長を申請できることとします。（第 6 条関係）
- (6) 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員の配偶者が外国に滞在したこととなつたこと等と認めるときは、配偶者同行休業の承認を取り消すものとすることとします。（第 7 条関係）
- (7) 任命権者は、配偶者同行休業の承認等の申請があった場合、当該申請期間について職員の配置換えその他の方法によって当該職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができることとします。（第 8 条関係）
 - ア 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - イ 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- (8) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合に、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、号給を調整できることとします。（第 9 条関係）
- (9) 配偶者同行休業をした職員の退職手当の算定に当たっては、配偶者同行休業をした期間を在職期間から除算することとします。（第 10 条関係）
- (10) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県職員定数条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、収用委員会、漁業調整委員会、人事委員会、地方公営企業および病院事業の事務部局ならびに教育機関に常時勤務する地方公務員（副知事、2月以内の期間を定めて雇用された者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定により臨時に任用される者および同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時に任用される者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、収用委員会、漁業調整委員会、人事委員会、地方公営企業および病院事業の事務部局ならびに教育機関に常時勤務する地方公務員（副知事、2月以内の期間を定めて雇用された者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定により臨時に任用される者、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同法第7項の規定により臨時に任用される者、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時に任用される者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。）をいう。</p>
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)	第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)～(4) 省略	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)育児休業法第6条第1項または滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年滋賀県条例第号）第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)～(4) 省略
第2条の2～第9条 省略 (育児短時間勤務をすることができない職員)	第2条の2～第9条 省略 (育児短時間勤務をすることができない職員)
第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 省略	第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)育児休業法第6条第1項または滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 省略
第11条以下 省略	第11条以下 省略

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 (自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第5条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。	第1条～第4条 省略 (自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第5条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。 <u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第6条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。	(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第7条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。
(休職者の給与) 第7条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。	(休職者の給与) 第8条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。
(職員以外の企業職員の給与) 第8条 企業職員で職員以外のものの給与については、この条例の規定にかかわらず、管理者が予算の範囲内で別に定めるものとする。	(職員以外の企業職員の給与) 第9条 企業職員で職員以外のものの給与については、この条例の規定にかかわらず、管理者が予算の範囲内で別に定めるものとする。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第27条 省略</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第28条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第29条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。</p>	<p>第1条～第27条 省略</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第28条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p><u>第29条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第30条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。</p>

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者<u>および</u>臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者<u>および同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者<u>ならびに</u>臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。</p>
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新																																
<p>(職員の定員)</p> <p>第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員(2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項の規定により臨時的に任用される者および同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。以下「警察職員」という。)の定員を次のように定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官 警視</td><td>95人</td></tr> <tr> <td>警部</td><td>195人</td></tr> <tr> <td>警部補(巡査部長を含む。)</td><td>1,281人</td></tr> <tr> <td>巡査</td><td>672人</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,243人</td></tr> <tr> <td>警察官以外の警察職員</td><td>295人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,538人</td></tr> </tbody> </table> <p>第1条の2以下 省略</p>	区分	定員	警察官 警視	95人	警部	195人	警部補(巡査部長を含む。)	1,281人	巡査	672人	計	2,243人	警察官以外の警察職員	295人	合計	2,538人	<p>(職員の定員)</p> <p>第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員(2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項の規定により臨時的に任用される者、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。以下「警察職員」という。)の定員を次のように定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官 警視</td><td>95人</td></tr> <tr> <td>警部</td><td>195人</td></tr> <tr> <td>警部補(巡査部長を含む。)</td><td>1,281人</td></tr> <tr> <td>巡査</td><td>672人</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,243人</td></tr> <tr> <td>警察官以外の警察職員</td><td>295人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,538人</td></tr> </tbody> </table> <p>第1条の2以下 省略</p>	区分	定員	警察官 警視	95人	警部	195人	警部補(巡査部長を含む。)	1,281人	巡査	672人	計	2,243人	警察官以外の警察職員	295人	合計	2,538人
区分	定員																																
警察官 警視	95人																																
警部	195人																																
警部補(巡査部長を含む。)	1,281人																																
巡査	672人																																
計	2,243人																																
警察官以外の警察職員	295人																																
合計	2,538人																																
区分	定員																																
警察官 警視	95人																																
警部	195人																																
警部補(巡査部長を含む。)	1,281人																																
巡査	672人																																
計	2,243人																																
警察官以外の警察職員	295人																																
合計	2,538人																																